

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構における  
委員等選考の基本方針

2022年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この基本方針は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）が実施するURAの質保証に資する認定制度（以下「URAスキル認定制度」という。）のうち、次の各号に掲げる業務に携わる委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）選考における基本方針を定めることを目的とする。

- (1) URAスキル認定制度の運営及び改善とそれらに関連する業務
- (2) 認定の申請要件となる研修の実施とそれに関連する業務
- (3) 認定に必要な審査の実施とそれに関連する業務
- (4) その他前各号に掲げる業務を実施するために必要となる業務

(定義)

第2条 この基本方針における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員とは、機構が前条各号に定める業務を実施するために設置する各種の会議体（委員会、分科会、チーム及びワーキンググループ等）に所属し又は当該会議体からの依頼を受け、当該会議体が所掌する分野における知見、経験を有して活動する者をいう。
- (2) オブザーバーとは、第三者として、前号の委員による活動を監視あるいは委員候補者として議事を傍聴する者をいう。
- (3) 委員等とは、前各号に定めるもののほか、機構から依頼を受け、前条各号に定める業務を実施する者をいう。

(委員等の選考)

第3条 機構は、委員等として、URAスキル認定制度の信頼性を高め、持続性を担保し、発展に寄与することが期待できる人材を選考するものとする。

- 2 機構は、委員等の選考に当たっては、URAスキル認定制度を支える又は関与する関係団体からの推薦を活用することとする。
- 3 機構は、委員等の業務の実施に際し、必要に応じた講習を行うことがある。

(配慮事項)

第4条 機構は、委員等の選考に際しては、次の各号に掲げる項目に努めて配慮し、もって当該分野における各人の知見、経験を十分に発揮できる体制の構築に努める。

(1) 所属機関

- イ 国公立、大学・高等専門学校・研究開発法人等（以下「大学等」という。）及び

企業といった所属機関の種別及び規模の多様性

- ロ 同一の委員会の中での所属機関が同じ者の重複の回避
- ハ 同一の委員会の中での前任者と同じ所属機関の者の継続の回避

(2) 性別・年齢・職種

- イ ジェンダーバランス
- ロ 委員全体として若手・中堅・シニア等の年齢構成の多様性
- ハ ○○長，主任○○員，特任○○等職種の多様性

(3) 業務経験・実績

- イ 大学等における URA として5年程度以上
- ロ 上記以外の業務経験を有する者であっても，依頼する会議体が委員等としてふさわしい経験を持つと判断できる実績

(雑則)

第5条 この基本方針に定めるもののほか，委員等の選考に際して必要な事項は，機構長が別に定める。

附 則

この基本方針は，2022年3月25日から施行し，2022年1月25日から適用する。

附 則

この基本方針は，2022年8月2日から施行し，2022年4月1日から適用する。